

平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-7)

政策分野名	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備					公表時期	平成23年11月				
担当部局名	農村振興局 〔 農村振興局水資源課/農地資源課 〕					政策評価体系上の位置付け	農業の持続的な発展				
政策の概要	農業の基盤である農地や農業用水等は、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものであり、農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備を図る。このため、効率的・効果的な手法による農業水利施設の安定的な用排水機能等の確保、良好な営農条件を備えた農地の確保のための施策を行う。										
政策に関する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日) 第3章(7)農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し ① 国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保全管理 ③ 食料自給率の向上等に資する農業生産基盤整備の推進 新成長戦略(平成22年6月18日) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4)観光立国・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～ (社会資本ストックの戦略的維持管理等)					評価実施予定時期	平成24年度				
施策(1)	農業水利施設の安定的な用排水機能等の確保										
目標①	急速に劣化が進行する全ての基幹的農業用排水施設を対象に機能診断を実施										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア) 用水供給機能等を確保していく上で極めて重要な基幹的農業用排水施設のうち、急速に劣化が進行する施設(標準耐用年数の5割を経過する施設)は、平成27年度までに約6割(再建設費ベース)に達する見込みであることから、これらの施設を対象に施設の保全管理の取組を図る機能診断(注1)を実施	32%	21年度	約6割	27年度	43%	49%	54%	60%	約6割	基幹的農業水利施設に対する機能診断を実施し、ストックマネジメント(注2)による取組を推進することは、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラの保全管理につながることから、「基幹的農業水利施設に対する機能診断の実施率」を目標として設定した。 急速に劣化することが想定されている基幹的農業水利施設(標準耐用年数の5割を経過する施設)は、平成27年度までに約6割に達する見込み(再建設費ベース)である。 これら全てを対象に、平成27年度までに施設の機能診断を実施することを目標とした。 各年度においては、目標を達成するために、毎年一定割合で基幹的農業水利施設に対する機能診断の実施率を向上させることとした。	

施策(2)	良好な営農条件を備えた農地の確保									
目標①	水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 基盤整備を実施した農地における耕地利用率	92% 全国平均値	20年度	108%以上	27年度	105%	106%	107%	108%	108%以上	水田の有効活用による麦・大豆の生産拡大を実現する農地の排水対策を推進することは、食料自給率の向上に繋がることから、「耕地利用率」及び「麦・大豆の作付率」を目標として設定した。 食料・農業・農村基本計画においては、平成32年度の耕地利用率及び麦・大豆の作付率の数値目標をそれぞれ108%及び17%（※基本計画中の麦・大豆の作付面積より算出）と設定した。 このうち、農地の整備を行った箇所については、5年間前倒しし、平成27年度までに耕地利用率108%以上及び麦・大豆の作付率17%以上の数値目標を達成することとした。 目標値を達成するため、毎年一定割合で耕地利用率及び麦・大豆の作付率を向上させることとした。
(イ) 排水対策を実施した水田における麦・大豆の作付率	9% 全国平均値	20年度	17.0%以上	27年度	15.1%	15.8%	16.4%	17.0%	17.0%以上	

各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農林水産省農村振興局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合 = (当該年度実績 - 基準値) ÷ (当該年度目標値 - 基準値) × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農林水産省農村振興局調査により把握。
			指標(イ)	達成度合の判定方法

政策手段一覧(別紙参照)

(参考)用語解説

注1 機能診断	施設の機能の状態、劣化の過程及びその原因を把握し評価すること。
注2 ストックマネジメント	施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコスト(注3)を低減するための技術体系及び管理手法の総称。
注3 ライフサイクルコスト	施設の建設に要する経費に供用期間中の運転、補修等の管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した金額。

政策手段一覧（政策分野名：7.農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保安全管理・整備）

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況/<減収見込額> 下段:(執行額)/<<減収額>> (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(1)	土地改良法 (昭和24年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	<p>農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。</p> <p>【(1)-①との関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法に基づき 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業用排水施設に対する機能診断の推進が図られ、農業水利施設の安定的な用排水機能等の確保に寄与する。 ・本法に基づき、基幹的かつ大規模な農業用排水施設の整備等を実施することにより、湛水被害等の災害の発生防止が図られ、農業水利施設の安定的な用排水機能等の確保に寄与する。 <p>【(2)-①との関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法に基づき、農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上に寄与し、良好な営農条件を備えた農地の確保に寄与する。
(2)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	<p>農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。</p> <p>【(1)-①との関連】</p> <p>活性化計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業用排水施設を対象に機能診断が図られることに寄与する。</p> <p>【(2)-①との関連】</p> <p>活性化計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、水田汎用化等の農業生産基盤を通じた耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上に寄与する。</p>
(3)	土地改良施設利用高度化対策事業 (平成23年度) (主)	—	—	50	(1)-①-(ア)	<p>安定した送配水に資する水利システムと、水利システム系における地震応答解析を踏まえた耐震設計手法等の検討。</p> <p>本事業において、効率的な水利技術や、リスク管理を考慮した水利システム系の耐震対策技術の検討を実施し、土地改良区等の管理労力等の低減を図ることにより、農業水利施設の安定的な用排水機能等の確保に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/(<減収見込額> 下段: (執行額)/(<<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(4)	戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業 (平成23年度) (関連: 政策分野2)	—	—	22,000	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	意欲ある農業者が安心して新しい営農に取り組めるよう、戸別所得補償制度の本格実施初年度に当たって、麦・大豆等といった戦略作物等の生産拡大の支障となっている排水不良や、施設の老朽化等による用水の不足等に対応するため、暗渠排水、水路の緊急補修、畑地の土層改良等のきめ細やかな整備等を支援。 戦略作物等の生産拡大の支障を取り除くために必要な条件整備を実施することにより、水田汎用化等の農業生産基盤を通じた耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上に寄与する。
(5)	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (平成19年度) (関連: 政策分野6、9、10、11、12、13、14、17)	40,829 (38,485)	31,579 (29,662)	18,357	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援。 【(1)-①との関連】 本交付金において、食料生産に不可欠な基本インフラの保安全管理を図ることにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断の実施に寄与する。 【(2)-①との関連】 本交付金において、麦・大豆の生産拡大を実現する農地の排水対策の向上を図ることにより、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上に寄与する。
(6)	農業用排水施設の整備・保全 (直轄) (昭和24年度) (主、関連: 政策分野19)	75,360 (73,813)	50,564 (49,948)	45,791 当初: 43,263 1次補正: 2,528	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(1)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業用排水施設に対する機能診断が図られることに寄与する。 【(2)-①との関連】 水田の有効活用に向け、排水対策の効率的かつ効果的な整備を推進することにより、水田汎用化等の農業生産基盤を通じた耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況/(<減収見込額> 下段:(執行額)/(<<減収額>>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(7)	農業用排水施設の整備・保全 (直轄) 特会 (昭和24年度) (主)	76,255 (73,594)	39,863 (38,981)	32,484 当初:32,404 1次補正:80	(1)-①-(ア)	<p>本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的な農業用排水施設の新設、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。</p> <p>農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的な農業用排水施設に対する機能診断が図られることに寄与する。</p>
(8)	農業用排水施設の整備・保全 (補助) (昭和24年度) (主、関連:政策分野19)	57,058 (53,418)	42,072 (38,115)	15,628	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	<p>本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は100ha以上)の地域を対象として、主に基幹的な農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、揚水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。</p> <p>また、国営事業や国営附帯事業等により造成された施設等を都道府県や市町村等が管理するにあたっての体制整備や管理事業に対する支援、コスト縮減をはじめとする技術の検討等を実施。</p> <p>【(1)-①との関連】 計画的な機能診断の取組を推進することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的な農業用排水施設を対象に機能診断が図られることに寄与する。</p> <p>【(2)-①との関連】 水田汎用化等に必要となる農地の排水対策に係る効率的かつ効果的な計画策定等に基づく、農業生産基盤整備を通じて、耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況/〈減収見込額〉 下段:(執行額)/〈減収額〉 (百万円)		23年度 当初予算額/ 〈減収見込額〉 (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(9)	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助 (平成23年度) (主、関連:政策分野6、11)	—	—	17,870	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	<p>国営事業等によって形成された大規模農業地域を対象として、農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を一体的に推進し、戸別所得補償制度と相まって麦・大豆等の生産拡大を図るとともに、農地集積による大規模な経営体の育成に寄与する。</p> <p>【(1)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業用排水施設に対する機能診断が図られることに寄与する。</p> <p>【(2)-①との関連】 戦略作物の生産拡大や耕地利用率等の向上等に取り組む地域に必要な基盤の整備・保全を実施することにより、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上に寄与する。</p>
(10)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:政策分野6、9、11、12、17、19)	—	77,994 (77,851)	25,669	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	<p>自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備を支援。</p> <p>【(1)-①との関連】 本交付金では、事業内容の一つにおいて、農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業用排水施設に対する機能診断が図られることに寄与する。</p> <p>【(2)-①との関連】 本交付金では、事業内容の一つにおいて、戦略作物の生産拡大や耕地利用率等の向上等に取り組む地域に必要な基盤の整備・保全を実施することにより、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況/〈減収見込額〉 下段:(執行額)/〈減収額〉 (百万円)		23年度 当初予算額/ 〈減収見込額〉 (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(11)	農地の防災保全(直轄) (昭和63年度) (関連:政策分野11)	13,400 (13,142)	11,585 (11,101)	11,939 当初:9,939 1次補正:2,000	(1)-①-(ア)	本政策手段は、受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、地盤沈下や流域開発等により機能や安全性が低下しているダム、頭首工、排水機場、幹線水路といった基幹的かつ大規模な農業用排水施設の整備・改修を実施 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備にあたって、必要に応じて施設の機能診断を実施しており、目標達成に寄与する。
(12)	諫早湾干拓・有明海関係事業 (平成21年度) (主)	1,000 (960)	1,200 (1,180)	1,200	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	開門調査に係る環境アセスメントを実施するとともに有明海の再生に向けた取組を強化する必要。 このため、平成21年度より以下の調査・技術開発を実施中。 ①諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門調査に係る環境アセスメントの実施 ②諫早湾内及び諫早湾近傍において、底質攪拌や高濃度酸素水の注入を行い底層環境の変化と漁場環境との関係を把握し、有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査 ③アゲマキ、タイラギ、シタビラメ等の有明海特産魚介類の有明海域特性に応じた効率的な種苗生産・育成技術、放流技術等の増養殖技術の開発 これらの調査等の実施により、諫早湾干拓と周辺の環境との調和に配慮することで、良好な営農状況を備えた農地(干拓地)及び農業用水(干拓調整池)等を保全し、良好な営農状況の継続に寄与する。
(13)	農地の整備(直轄) (昭和24年度) (主、関連:政策分野6)	5,290 (5,283)	3,268 (3,255)	579	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	広範な農地の排水対策や大区画化、農業水利施設の整備、干拓又は埋立てによる農地造成等の農業生産基盤の整備を行う。 農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上に寄与する。
(14)	農地の整備(直轄) 特会 (平成7年度) (主、関連:政策分野6)	363 (362)	750 (603)	80	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	広範な農地の排水対策や大区画化、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を行う。 農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況/〈減収見込額〉 下段:(執行額)/〈減収額〉 (百万円)		23年度 当初予算額/ 〈減収見込額〉 (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(15)	農地の整備(独法) (平成元年度) (主)	11,564 (11,564)	6,607 (6,544)	3,010	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	(独)森林総合研究所による農地、土地改良施設等の総合的整備 中山間地域の立地条件に応じた農地の区画整理や排水改良、土地改良 施設の整備を総合的に実施することにより、汎用化された優良農地が確保 され、耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上に寄与する。
(16)	所得税、法人税 (平成20年度)	<-> (<0>)	<-> (<0>)	<->	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	租税特別措置法第37条、第65条の7、第68条の78 (独)森林総合研究所が行う特定の事業用資産の買換え・交換の場合の 所得税、法人税の課税の特例措置。 本特例により円滑な事業実施が図られ、中山間地域の立地条件に応じた 汎用化された優良農地が確保されることにより、耕地利用率や麦・大豆等 の作付率の向上に寄与する。
(17)	不動産取得税 (平成20年度)	<-> (<0.04>)	<-> (<0.09>)	<->	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	地方税法附則第10条① (独)森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業の用に供する不動 産を取得した場合の非課税。 本特例により円滑な事業実施が図られ、中山間地域の立地条件に応じた 汎用化された優良農地が確保されることにより、耕地利用率や麦・大豆等 の作付率の向上に寄与する。
(18)	固定資産税、都市計画税 (平成20年度)	<-> (<0.01>)	<-> (<0>)	<->	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	地方税法附則第14条① (独)森林総合研究所が行う農用地総合整備事業の用に供する固定資産 に係る非課税。 本特例により円滑な事業実施が図られ、中山間地域の立地条件に応じた 汎用化された優良農地が確保されることにより、耕地利用率や麦・大豆等 の作付率の向上に寄与する。
(19)	固定資産税、都市計画税 (平成20年度)	<-> (<0.49>)	<-> (<0.24>)	<->	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	地方税法附則第14条④ (独)森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業の用に供する固定 資産に係る非課税。 本特例により円滑な事業実施が図られ、中山間地域の立地条件に応じた 汎用化された優良農地が確保されることにより、耕地利用率や麦・大豆等 の作付率の向上に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/(<減収見込額> 下段: (執行額)/(<<減収額>>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(20)	不動産取得税、特別土地保有税 (平成20年度)	< - > (< 0 >)	< - > (< 0 >)	< - >	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	地方税法第73条の6①、第587条、第603条 (独) 森林総合研究所が特定中山間保全整備事業の用に供する換地の取得等に対する不動産を取得した場合の非課税。 本特例により円滑な事業実施が図られ、中山間地域の立地条件に応じた汎用化された優良農地が確保されることより、耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上に寄与する。
(21)	不動産取得税、特別土地保有税 (平成20年度)	< - > (< 0 >)	< - > (< 0 >)	< - >	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	地方税法第73条の6①、第587条、第603条 (独) 森林総合研究所が農用地総合整備事業の用に供する換地の取得等に対する不動産を取得した場合の非課税。 本特例により円滑な事業実施が図られ、中山間地域の立地条件に応じた汎用化された優良農地が確保されることより、耕地利用率や麦・大豆等の作付率の向上に寄与する。

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。